

友納理緒参与に聞く！ 第4回 看護職と法律のこと



日本看護協会参与
保健師・看護師・弁護士

友納 理緒

看護管理者です。ワクチン接種を受けていない看護師に、接種を勧めたら、「ハラスメントだ」と言われてしまいました。私の行為はハラスメントに該当するのでしょうか。

最近、新型コロナウイルス・ワクチンの接種において、事実上接種を強要されたり、接種しないことで差別を受けることがあるといった報道がなされています。これを「ワクチンハラスメント」ということもあるようです。

医療者も含めて、ワクチン接種を受けるか否かは接種対象者の自己決定権が尊重されるべきものです。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案や予防接種法及び検疫法の一部

を改正する法律案に対する附帯決議においても「接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること」「ワクチンを接種していない者に対する差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと」などが掲げられています。

ワクチン接種の強要やその有無による差別は、医療機関におけるハラスメントの一種として、安全配慮義務違反または不法行為につながる場合があります。これらの事態の発生を防止するためには、あらかじめ、医療機関として強要や差別を許さないことを明確に表明することなどが有効でしょう。

他方で、医療機関は、患者や職員の安全を守らなければなりません。そのため「ワクチンをできる限り打ってほしい」との願いを伝えることは、ハラスメントに該当しません。相談者の方がどのような言い方でワクチン接種を勧めたかは分かりませんが、看護師の自由な意思を阻害しない程度のものであればハラスメントに該当することはありません。それと合わせて、職員が正しい知識をもとに自由な意思をもって判断ができるように、ワクチンの有効性、必要性、安全性などについて十分な情報提供を行うことをお勧めします。